

3-メチル-2-ブテナール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{H}_3\text{C}-\text{C}=\text{C}-\text{CHO} \end{array} $
用途	香料
概要	ラズベリー、ホップの食品中に存在し、また、鶏肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、製菓材料、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.5 から 3.9 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (0.8mg/kg 体重/日) から安全マージン (10,000~80,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. 3-メチル-2-ブテナールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 3-メチル-2-ブテナールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

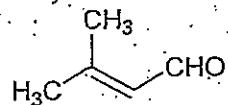
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブテナール

3-Methyl-2-butenal



C₅H₈O

分子量 84.12

3-Methylbut-2-enal [107-86-8]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブテナール (C₅H₈O) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.458 \sim 1.464$

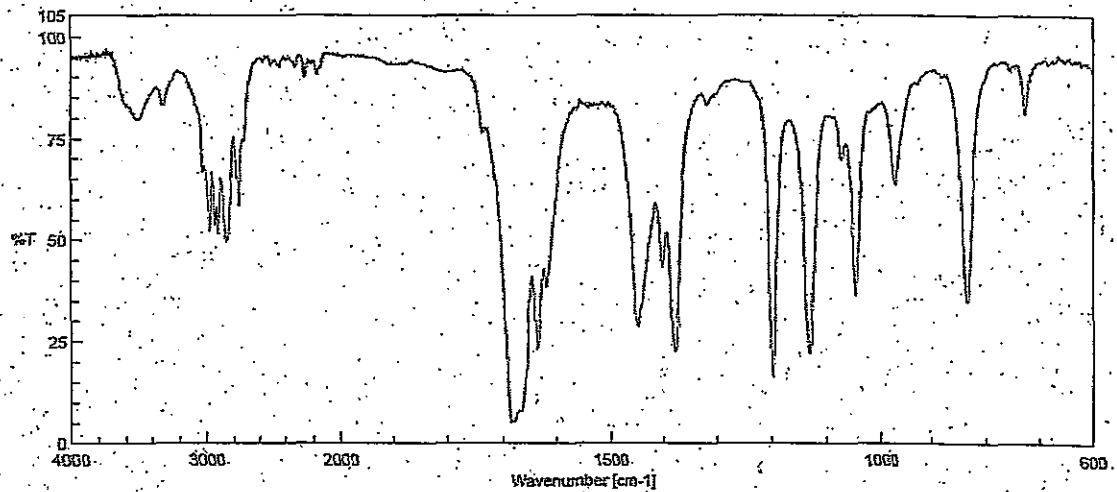
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.870 \sim 0.875$

(3) 酸価 5.0 以下

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25~0.53mm、長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 μm の厚さで被覆したものを使用する。

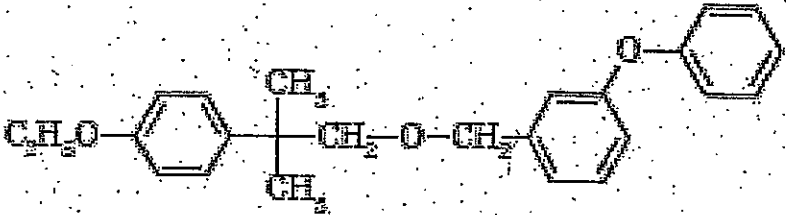
参照赤外吸収スペクトル

3-メチル-2-ブテナール





エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類、畜産物への基準設定の要請があったもの。ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しは後日を行うものである。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤である。鱗翅目、半翅目、双翅目等の各種害虫に対して広い殺虫スペクトルを有する。神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ガメムシ類等、小麦/アブラムシ類等、豆類(種実)/ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	稲、小麦、豆類(種実)等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	りんご、なし等に国際基準が設定されている。米国において米等に、欧州連合(EU)においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.031 mg/kg体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(マウス・混餌) 無毒性量 3.1 mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1541 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	26.4	幼小児(1~6歳)	50.4	妊婦	20.6	高齢者(65歳以上)	29.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	26.4										
幼小児(1~6歳)	50.4										
妊婦	20.6										
高齢者(65歳以上)	29.1										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日~11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日~12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.13,0.13/<0.01,<0.01/0.01,<0.01/<0.01 <0.01/<0.01,<0.01/<0.01/<0.01(#) <0.01(#)/0.30,0.01/0.06,0.04/0.046(#),0. 015/0.065,0.022/0.106,0.064/0.022(#),0. .020(#)/0.010,0.015/0.02,0.01/<0.01(#), <0.01(#)/<0.01(#),<0.01(#)/0.070(#),0.02 3(#)/0.023(#),0.03(#)/0.016(#),0.009(#)/ 0.011(#),0.016(#)/0.046,0.02/<0.01,<0.0 1/0.010,0.018/<0.01,<0.01/<0.01,<0.01/ 0.01(#),<0.01/0.02,0.04/0.02,0.02
小麦	0.5	0.5	○			0.022,0.160/0.086(#),0.101(#) /0.260(#),0.37(#)/0.03,0.01
大麦	0.5	0.5				
ライ麦	0.5	0.5				
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.01,0.06/0.04,0.01
そば	0.5	0.5				
その他の穀類	0.5	0.5				
大豆	0.2	0.2	○			0.01,<0.01/<0.01(#),0.034(#) /<0.004,<0.004/0.006,0.060 /0.014,0.04(#)/0.02,<0.01 /0.012,0.014/<0.02,<0.02 0.010(#)/<0.01(#)/0.004,0.004 /0.004(#),0.004(#)
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.1	0.1	○			
そらまめ	0.1	0.1	○			
らつかせい	0.1	0.1	○			
その他の豆類	0.1	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.01		<0.01,<0.01/<0.01,<0.01 <0.005,<0.005(さといも) /<0.005,0.007(みずいも) <0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			
かんしょ	0.1	0.1	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/<0.005(#),<0.005 /<0.005(#),<0.005(やまのいも) /<0.03(ながいも)
こんにやくいも	0.1	0.1				
その他のいも類	0.1	0.1				
てんさい	0.5	0.5	○			0.01,0.10/0.08,0.06/0.051(#),0.01 0.005,0.007
さとうきび	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2	2	○			<0.01,0.02/0.01,<0.01 /0.01,0.03/<0.01,0.02(#) 0.54,4.09/0.07,0.03 /0.042,1.12/3.14,0.84(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			
かぶ類の根	2	2				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.5	0.5				
クレソン	2	2				
はくさい	5	5	○			0.12,0.18/2.32,2.02 0.31,0.20/0.019,0.394 /0.024,0.192/0.08,0.26
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	2	2				
ケール	2	2				
こまつな	2	2				
きょうな	2	2				
チンゲンサイ	2	2				
カリフラワー	2	2				
ブロッコリー	2	2				
その他のあぶらな科野菜	2	2	○			<0.2,0.5(細わさび(根及び根茎))
ごぼう	0.5	0.5				
サルシフィー	0.5	0.5				
アーティチョーク	2	2				
チコリ	2	2				
エンダイブ	2	2				
しゅんぎく	2	2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○			0.75,0.05
その他のきく科野菜	2	2	○			0.56,0.51(ふき)
たまねぎ						
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.30,1.00/0.437,0.179
にんにく						
にら	2	2				
アスパラガス	2	2				
わけぎ	2	2				
その他のゆり科野菜	2	2				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.5	0.5				
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	2	2				
セロリ	2	2				
みつば	2	2				
その他のせり科野菜	2	2	○			0.3(※),0.7(※)(せり) /<0.2,<0.2(あしたば)
トマト	2	2	○			0.62(※),1.98(※)/0.609,0.264
ピーマン	5	5	○			1.71,2.66
なす	2	2	○			0.64,0.16,0.258,0.305
その他のなす科野菜	5	5				
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.13,0.18/0.162,0.54
かぼちや(スカッシュを含む。)	2	2				
しるり	2	2				
すいか	2	2	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	2	2	○			0.039,0.021
まくわり	2	2				
その他のうり科野菜	2	2	○			0.38,0.11(にかうり)
ほうれんそう	2	2				
たけのこ	0.5	0.5				
オクラ	5	5	○			1.10,0.16
しょうが	2	2	○			<0.01,0.054/0.007,0.007 /<0.005,<0.005(しょうが) /0.34,0.20(薬しょうが)
未成熟えんどう	2	2	○			0.40,1.05
未成熟いんげん	5	5	○			0.860,0.218
えだまめ	5	5	○			0.33,0.19/0.720,1.15
その他の野菜	5	5	○			<0.01(※),0.010(※) /<0.01,<0.01(れんこん) /0.32,0.64(エンサイ) /2.40,1.58(やまのいも(せいかご)) /2.8,1.9(未成熟さげ(さや)) /0.65,0.16(モロヘイヤ) /0.3,0.2(さといも薬柄) /<0.02,<0.02/<0.01(※),<0.01(※) /<0.01(※),<0.01(※)(うど)
みかん	2	2	○			0.03,0.02
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.05,1.01
レモン	5	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.7(すだち)/0.98(かぼす)
りんご	2	2	○	1		0.39,0.80
日本なし	2	2	○	1		0.72,0.62
西洋なし	2	2	○	1		
マルメロ	2	2		1		
びわ	1	1		1		
もも	2	2	○			0.02,0.02
ネクタリン	2	2	○			
かき	2	2	○			0.72,0.85
バナナ	2	2				
キウイ	0.2	0.2				
パパイヤ	2	2				
アボカド	2	2				
パイナップル	2	2				
グアバ	2	2				
マンゴー	2	2				
パッションフルーツ	2	2				
ぎんなん	0.1	0.1				
くり	2	2	○			<0.01,<0.01
ペカン	0.1	0.1				
アーモンド	0.1	0.1				
くるみ	0.1	0.1				
その他のナッツ類	0.1	0.1				
茶	10	10	○			1.62,3.98(荒茶) /<0.02(※),0.02(※)(浸出液)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5				6.9,11.4(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○			0.2,0.1(細わさび(花及び花茎)) 0.2,0.2(細わさび(葉))
牛の筋肉	0.5					推:0.12
豚の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	7					推:4.9
豚の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.5					推:0.19
豚の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.5					推:0.33
豚の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
豚の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
乳	0.5					推:0.35
鶏の筋肉	0.01					推:<0.004
その他の家きんの筋肉	0.01					(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.5					推:0.11
その他の家きんの脂肪	0.5					(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.02					推:0.0063
その他の家きんの肝臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の卵	0.1					推:0.041
その他の家きんの卵	0.1					(鶏の卵を参照)
魚介類	0.8					推:0.77

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

エトフェンプログレスについては、次のとおり残留基準を追加することが適当である。

エトフェンプログレス

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.5
牛の脂肪	7
豚の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^(注2)	0.5
乳	0.5
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注3) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
魚介類	0.8

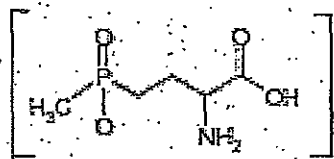
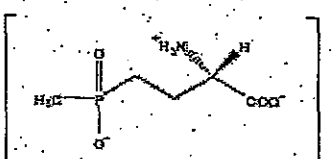
(注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



グルホシネート(Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し並びに農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。(グルホシネートP)										
構造式	<p>グルホシネート</p>  <p>グルホシネートP</p> 										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請：かんきつ、なす、トマト等/畑地一年生雑草等 適用拡大申請：そば、ゴボウ等/一年生雑草等										
我が国の登録状況	りんご、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	バナナ、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてとうもろこし、小麦等に、EUにおいてレモン、キウイ等に、オーストラリアにおいてベリー類果実、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0091 mg/kg体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：穀類、豆類、種実類及びてんさいについては、グルホシネート、代謝物B及びZとし、その他の食品については、グルホシネート及び代謝物Bとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6歳)	66.1	妊婦	26.1	高齢者 (65歳以上)	29.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6歳)	66.1										
妊婦	26.1										
高齢者 (65歳以上)	29.3										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日~11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日~12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネート)	登録 有無 (グルホシ ネートP)	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.3	0.50	○	申				0.06, 0.05/<0.02(P), <0.02(P)
小麦	0.2	0.20	○					0.03, 0.04
大麦	0.5	5.0	○					<0.2, <0.2
とうもろこし	0.1	0.10			0.1			
そば	0.3		申					<0.09, <0.09
大豆	2	2.0	○		2			<0.04, 0.08
小豆類	2	2.0	○		2			
えんどう	3	2.0	○		3			
そら豆	2	2.0	○		2			
らつかせい	0.1		申					<0.02, <0.02
その他の豆類	3	3.0	○		3			
ばれいしょ	0.2	0.50	○		0.5			<0.03, <0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.10	○	申				<0.03, <0.03(＃)
かんしょ	0.1	0.10	○					<0.02, <0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.10	○					0.04, <0.03(＃)
こんにやくいも	0.2	0.10	○					0.04(＃), <0.03(＃)
てんさい	0.9	0.90			0.05	0.9	アメリカ	[0.05(＃)-0.94(＃)(n=14)(米国)]
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3	0.50	○					<0.02(＃), 0.06(はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3	0.50	○					<0.02(＃), 0.07(はつかだいこん)
かぶ類の根	0.1	0.50	○					<0.02, <0.02
かぶ類の葉	0.1	0.50	○					<0.02, <0.02
西洋わさび		0.50						
クレソン	0.3	0.50	○	申				(水稲参照)
はくさい	0.2	0.20	○					<0.03(＃), <0.03(＃)
キャベツ	0.2	0.50	○	申				<0.03(＃), <0.03(＃)
芽キャベツ		0.50						
ケール		0.50						
チンゲンサイ		0.50						
カリフラワー		0.50						
ブロッコリー	0.2	0.50	○・申					<0.03, <0.03 <0.05(＃), <0.05(なばな)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.50	○					
ごぼう	0.2		申					<0.05, <0.05
サルシフィー		0.50						
アーティチョーク		0.50						
チコリ		0.50						
エンダイブ		0.50						
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.50	○					<0.03, <0.03(＃)
その他のきく科野菜	0.5	0.50	○					<0.12, <0.12(食用きく)
たまねぎ	0.2	0.20	○		0.05			<0.02, <0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.20	○					<0.03, <0.03
にんにく	0.3	0.50	○					<0.10, <0.10
にら	0.2	0.50	○					<0.03, <0.03
アスパラガス	0.2	0.20	○		0.05			<0.04, <0.04
その他のゆり科野菜		0.50						

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネード)	登録 有無 (グルホシ ネードP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.1	0.20	○		0.05		<0.02, <0.02
パースニップ		0.50					
パセリ	0.7	0.50	○				<0.3, <0.3
セロリ	0.2	0.50	○				0.03, <0.03
その他のせり科野菜	0.3	0.50	○	申			(水稲参照)
トマト	0.2	0.20	○	申			<0.03(#), <0.03(#)/<0.02(#)(P)
ピーマン	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
なす	0.2	0.20	○	申			<0.03, <0.03
その他のなす科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03/<0.02(#), <0.02(#)(P)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
かぼちや (スカッシュを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03(#), <0.03(#)
しろうり	0.3		○	申			<0.07, <0.07
すいか	0.1	0.30	○				<0.02, <0.02
メロン類果実	0.3	0.30	○	申			<0.03, 0.09(#)/<0.02(P), <0.02(P)
その他のうり科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.50	○	申			<0.02, <0.02/<0.02, <0.02(P)
オクラ	0.1	0.1	○				0.02, <0.02(#)
しょうが	0.3	0.50	○				<0.03, 0.10(しょうが)/0.05, 0.04(薬しょうが)
未成熟えんどう	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○		0.05		<0.009, <0.009(さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.20	○				<0.02, 0.04
マッシュルーム		0.50					
その他の野菜	0.3	0.05	○・申	申	0.05		0.012, <0.009(食用桑), (水稲参照)
みかん	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02(#), 0.02(#)(P)
なつみかんの果実全体	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
レモン	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
グレープフルーツ	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
ライム	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.02(#)(P) (ゆず), <0.02(#)(P) (すだち) (みかん参照)
りんご	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03(#), <0.03/<0.02, <0.02(#)(P)
日本なし	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03, <0.03/<0.02(#)/<0.02(#)(P)
西洋なし	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02(#)/<0.02(#)(P)
マルメロ	0.1	0.05	○	申	0.05		(西洋なし参照)
びわ	0.2	0.30	○	申	0.05		0.03(#), 0.03(#)/0.02(#), 0.02(#)(P)
もも	0.2	0.30	○	申	0.05		0.05, <0.04

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネート)	登録 有無 (グルホシ ネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	0.1	0.05	○	申	0.05		0.012, <0.012/<0.02(#) 0.02(#)(P)(う め)/<0.02(#)(P)(n=18) (果樹類=うめ、日本な し、西洋なし、りん ご、おうとう、ぶど う、いちじく、キウイ フルーツ及びびわ) (うめ参照)
あんず(アブリコットを含む)	0.3	0.05	○	申	0.05		0.015, <0.012
すもも(ブルーベリーを含む)	0.1	0.05	○	申	0.05		<0.012, 0.053(\$)/<0.02 (#), <0.02(#)(P)
うめ	0.3	0.30	○	申	0.05		<0.03, 0.09/<0.02(#), < 0.02(#)(P)
おうとう(チェリーを含む)	0.3	0.30	○	申	0.05		
いちご	0.5	0.30	○	申	0.1		<0.02, 0.11(\$)
ラズベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブラックベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブルーベリー	0.1	0.10	○	申	0.1		0.02, 0.02
クランベリー	0.1	0.10		申	0.1		
バックルベリー	0.1	0.10		申	0.1		
その他のベリー類果実	0.1	0.10	○	申	0.5		<0.03(#), <0.03(#)(食 用桑(果実))
ぶどう	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02(#), 0.02(#)(P)
かき	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02(#), <0.02
バナナ	0.2	0.20		申	0.2		
キウイ	0.2	0.05	申	申	0.05		<0.03(#), 0.04/<0.02(#) , <0.02(#)(P) (果樹類参照)
パパイヤ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
アボカド	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
グアバ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
マンゴ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パッションフルーツ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
なつめやし	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
その他の果実	0.2	0.50	○	申	0.1		<0.02, 0.03(\$)(いちじ く)/<0.02, <0.02(#)(P)
ひまわりの種子	5	5.0			5		
綿実	4	4				4	
なたね	5	5.0			5	アメリカ	[0.17-3.33(n=29)(米 国)]
ぎんなん	0.1	0.10	○	申	0.1		<0.02(#), <0.02
くり	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03(#), <0.03(#)
ペカン	0.1	0.10		申	0.1		
アーモンド	0.1	0.10		申	0.1		
くるみ	0.1	0.10		申	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.10		申	0.1		
茶	0.3	0.50	○				0.09(#), <0.03(#)
コーヒー豆		0.05				0.05	オーストラリア
その他のスパイス	0.5	3	○	申			0.17(\$), 0.03(さんしょ う)
その他のハーブ	0.5	0.5	○				<0.12, <0.12(しそ)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋 肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ 推: 0.09

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (ケルネ ネット)	登録 有無 (ケルネ ネットP)	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	推: 5.4
豚の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	推: 3.0
豚の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02			0.02	0.15	アメリカ	推: <0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	推: <0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ	推: 0.34
その他の家きんの腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の卵参照)
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05			
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$) これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

グルホシネート

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類(注1)	2
えんどう	3
そら豆	2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	3
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにやくいも	0.2
てんさい	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.2
ごぼう	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜(注4)	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.3
にら	0.2
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
その他のせり科野菜(注5)	0.3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜(注6)	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜(注7)	0.2
ほうれんそう	0.1
オクラ	0.1
ししょうが	0.3
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05

※今回残留基準を設定するグルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれる。穀類、豆類、種実類及びてんさいにあつては、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したもの、代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの及び代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。その他の食品については、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したものと代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

グルホシネード (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^(注8)	0.3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^(注9)	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.1
あんず (アブリコットを含む。)	0.3
すもも (プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.5
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.1
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^(注10)	0.1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ	0.2
パイナップル	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴ	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^(注11)	0.2
ひまわりの種子	5
綿実	4
なたね	5
ぎんなん	0.1
くり	0.2
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^(注12)	0.1
茶	0.3
その他のスパイス ^(注13)	0.5
その他のハーブ ^(注14)	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注15) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4

(注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にち、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

グルホシネート（つづき）

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^(注16)	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^(注17) の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05

（注16）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

（注17）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※西洋わさび、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のゆり科野菜、パースニップ及びマッシュルームについては、現行基準が削除される。

クロランスラムメチル(Cloransulam-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であり、広葉雑草の防除に用いられる。植物のアセト乳酸合成酵素 (ALS) を阻害することで除草作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	大豆/広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダにおいて大豆に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロランスラムメチルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 クロランスラムメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.02	0.06		0.02	了刈カ	【0.007(n=35)(米国)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

クロランスラムメダル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02



メトミノストロビン (Metominostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。糸状菌に対しミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより、胞子発芽阻止、胞子発芽以降の宿主への侵入阻止等の作用を示すことが確認されている。										
適用作物/適用雑草等	稲/いもち病、紋枯病等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.016 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メトミノストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	14.2	幼小児 (1~6歳)	24.4	妊婦	11.0	高齢者 (65歳以上)	14.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	14.2										
幼小児 (1~6歳)	24.4										
妊婦	11.0										
高齢者 (65歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 メトキシロビン

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.104,0.053, 0.08,0.12 0.051,0.172
魚介類	0.3		申			推:0.220

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

（別紙2）

メミノストロビン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するメミノストロビンとは、(E)-2-メキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミドのみをいう。

